

日野市子ども・子育て支援会議 第2回地域支援部会

議事録

出席委員 11人中9人出席

欠席委員 原口委員

半澤委員

日 時 平成26年5月30日(金) 18:30～20:30

場 所 市役所5階 505-2会議室

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 前回までの振り返りと本日用うこと

4 議事

(1) 量の見込みについて

- ・学童クラブの規模
- ・学童クラブ、ひのっち、児童館の役割(必要な人に必要な環境を整える)
- ・学童クラブワーキンググループでの意見等について

(2) その他

- ・(仮称)日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(案)について

5 閉会

[配布資料]

資料1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の「量の見込み」の見方

資料1-① 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の量の見込み(平成27年度～平成31年度)

資料2 W・Gまとめ資料の見方

資料2-① W・Gまとめ資料

資料2-② 学童クラブ基準策定ワーキング・グループ会議 実施回別要点

資料3 日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(案)の概要について

事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまより第2回日野市子ども・子育て支援会議、地域支援部会を、開催をしたいと思います。委員の先生方におかれましては、本日はお忙しいところを、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本日の会議でございますけれども、11名中9人、若干学校の先生は遅れておりますけれども、出席といただいております。条例第7条2項に基づきまして、成立要件を満たしておりますことを、御報告をさせていただきます。なお事前に御連絡をちょうだいしております原口委員、半澤委員におかれましては、欠席ということですので、よろしくお願いをいたします。また本会につきましては、会議録を作成するために、録音をさせていただきますことも、あわせてよろしくお願いをいたします。

新たに、本日、今会議の委員になられました方を、御紹介をさせていただきたいと思っております。次第を1枚おめくりいただきまして、名簿をごらんいただけますでしょうか。9番の小学校長会の代表、これまで第一小学校校長でありました中島委員に、当会御参加いただいておりますが、後任の先生ということで、第七小学校の上野委員に参加いただきました。またあわせまして、健康福祉部部長の田倉委員が、このたび専門部会の委員に参加しましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。1枚目、次第になってございます。続いて委員の名簿です。資料といたしまして、事前に配布をさせていただきました資料1、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の「量の見込み」の見方。また、1の①としまして、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込み。資料の2、ワーキング・グループまとめ資料の見方。同じく資料2の①としてワーキング・グループまとめ資料。資料2の②で、学童クラブ基準策定ワーキング・グループ会議の、実施回別の要点。そして最後、資料3としまして、日野市放課後児童健全育成事業、設備及び運営に関する条例（案）の概要についてということです。資料は以上です。

それでは、本日もよろしくお願いをいたします。

部会長 部会長の土屋でございます。よろしくお願いをいたします。本日は本当に日中暑くて、ちょっと今涼しい風が吹いているので、ちょっとほっといたしますけれども、きょう私は、第六小学校の評議員ということで、授業参観に行つてまいりまして、子どもたちが本当に落ち着いて、あいさつもよく、一生懸命勉強をしていたり運動をしていたりするのを見まして、ああ、この子どもたちの、やっぱり未来というか、特にきょうは学童クラブのことですけれども、その1日を保障するってことはどうなのかなって考えながら、臨ん

でまいりました。きょうは学童クラブのことに特化して話し合うということですので、皆さんにまたたくさんの意見をいただいて、たくさんのキーワードを出しながら、会を終わりたいと思いますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3の、前回の振り返りと本日用うことということにつきまして、事務局から御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局 それでは御説明をさせていただきます。前回3月に行われました地域支援部会ですけれども、学童を除きます13事業について、学童を除く部分についての量の見込みについて、一定の意見を頂戴したところがございます。今回は、その除かれた、学童クラブに特化した形で、量の見込みについて、御意見を頂戴したいと考えていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

部会長 では、よろしいでしょうか。ここで議事に入ります前に、傍聴を希望していらっしゃる方がいらっしゃるということで、許可をしてよろしいかどうか、委員に伺いたいと思いますけれども、何か異存のある方はいらっしゃいますでしょうか。特にございませんか。それでは傍聴の方、よろしくお願いします。傍聴の方に知っている方が、何人かいらっしゃる。昔合唱クラブの事務会をやっていたので。それでは5、6人の傍聴の方がいらっしゃるということで、会を進めていきたいと思います。

まず4番の議事に入りますけれども、まず学童クラブの、きょうはこのことについて、特化しているところですが、量の見込みと、学童の規模等について、事務局から、まず資料に基づいて、御説明をお願いいたします。で、御説明が終わりましたら、皆様に御意見、御感想を伺いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、事前にお配りをさせていただいた、A3縦の、資料1の①をごらんいただきながら、御説明をさせていただければと思いますが、まず最上段ですね。任意調査に基づく学童クラブの現時点での量の見込みの数と活動報告を示しております。この数字の算出方法ですが、国から示された方法に従いまして、低学年の数値は、現在5歳児のお子さんがある保護者に対して、放課後どういう場所で過ごさせたいかという問いに対して、学童クラブと答えた方の割合を乗じて算出をしております。同じように高学年の数値、こちらにつきましては、現在小学生の子どもがいる保護者に対して、同じく放課後どのような場所で過ごさせたいかという問いに対して、学童クラブと答えた方の割合を乗じて計算をしております。

例えば平成 27 年度の欄をごらんいただけますでしょうか。低学年が 2,079 人で、高学年が 316 人、合計で 2,395 人が学童クラブを利用する見込みということになってございます。その下段、27 人が、この 27 年度に確保を見込んでいる数値と、プラスで、数値となっております。その下が現在の定員、現時点計算しますと、2,072 人。これに 27 人を足した定員、2,099 人という形になってございます。その後、右のほうに流れていっていただいて、平成 31 年度までについて、児童の人口推計をもとに、見込みの量が推移をしていくわけなのですけれども、28 年度には低学年と高学年を合わせまして、2,100 人の見込み。その下、94 人分の確保を見込みまして、定員が 2,193 人という形になります。以後 29 年度から 31 年度まで、70 人ずつ定員をふやしていくという計画で、平成 31 年度には、低学年と高学年の合計、2,384 人に対しまして、2,403 人の定員を確保し、ニーズを満たしていくと、そういう 5 カ年の計画になってございます。

その下、点線以下につきましては、参考としてごらんをいただきたいと思っております。まず参考資料①につきましては、平成 21 年度から平成 25 年度までの出現率と推計値の乖離等を示しているものでございます。表の一番右側、平成 25 年度は、1,567 人を、当初、受け入れをしてございました。平成 27 年度の推計値、低学年が 2,079 人となっておりますので、これまでの実績と比較して、若干見込みの量は多いということになってございます。この乖離というところですが、量の見込み、あとは実際の数が、どうなっていくのかということ、今後見きわめていく必要があるかなとも考えています。

その下、参考資料の②です。こちらにつきましては、低学年、6～8 歳児定数に対する整備率ということで、これまで取り組んできた内容が示されております。大体整備率、児童数と定員数の割合ですけれども、大体 46% ぐらいの数字となっております。これに対して、その下、27 から 31 年度まで、大体見込み量と児童数の推計をしますと、大体同じく 44% 前後で推移をしていくということになります。これまで国が示す方法で得られた推計値ではこれだけですが、日野市が取り組んできた整備というのは、既にこの水準を達しているということが示されます。

その下、参考資料の③と④なんですけれども、これは、高学年の推定量の見込みですが、どうなのかということ、一応検証しているデータになってございます。最上段の高学年を見ていただきますと、27 年度から 31 年度まで、イという点線でくくられている部分です。大体 300 人ぐらい利用しているという見込みがある。ただ、この数値を検証するすがございません。都内で、6 年生まで受け入れている区市町村ございませんので、この妥

当性をどういふふうに見証していったらいいのかというのが、資料の③と資料の④という形になっております。ただ資料の③ですけれども、こちらはひのっちアンケートを実施を
してございまして、現在ひのっちを利用している方全員に対して聞いておるものです。で、
アンケートでは、放課後どこで過ごさせたいかという問に対して、そういう学童クラブを
選択した保護者の割合を児童数に掛けると、これで 175 人という数字が出ております。4
年生が 81、5 年生が 54、6 年生が 40 人、合計で 175 人ぐらい大体希望しているという数
字となります。

それに対して④は、現在 4 年生までの受け入れを、既に実施をしております西東京市の
実績から、その割合を市内、日野市の児童数に掛けまして出た数字です。4 年生が 255 人、
5 年生が 6 人、6 年生が 8 人ということで、合計で 269 人となっております。上段の 300
人前後という数字が、それほど大きくずれている数字ではないのかなということが、読み
取れるかなというところで、参考にお示しをしたということで、御理解をいただければと
思います。一応こちらの、表についての説明は以上になります。

部会長 では、今のこの A3 の縦の大きな表の説明の中で、御質問、委員の方ございま
すか。〇〇委員。

委員 よろしいですか。この見方と理解の仕方で、上のところでトータル、この 2,000 人
以上のところがというところはわかるのですが、実際今入所しているのは、この平成 21
年から 25 年のとこだと、やはり 1,500 人前後という理解でいいのですか。

事務局 はい。

委員 そういうふうになっている。ただそこに、高学年のアンケートをとると潜在的なニ
ーズもあるであろうから、2,500 人弱というところを目指して確保していく計画もあると
いう理解でいいんですね。

そうした場合、この確保、入所定数をふやす、具体的にはどういうことでやっていくの
か、ハード面、ソフト面あると思うのですけれども。

部会長 そうですよ。そこのところがね。

委員 当然十分にニーズを満たしていただきたいのですけれども、この対応の中で、もし
ハード面のようなところががちりやっちゃって、実際そうではなかったとなると、そ
の後の修正がというところで、やっぱり計画と実態の乖離がありながらニーズがあるから、
当然やるべきというのわかるのですが、どのようにそのあたりを柔軟に対応できるよ
うな方策とか、具体的に考えていらっしゃるかなあというところを、ちょっとお伺いしたい

など。

部会長 ほかにありますか。

委員 ワーキング・グループのほうに出ていて恐縮なのですが、西東京市の一定基準といったところで、5年生、6年生は、この数字はどういうふうに推測していったらいいのか、考え方のヒントとかそのようなところを教えていただきたい。

部会長 はい、〇〇さん。

委員 高学年の受け入れというのは、今この段階で、話し合うことなのか、それともまた後のテーマで話していくのでしょうか。

部会長 一応国の方針としては、もう高学年まで受け入れるっていうことになっていると思うので、当然それを予測値の中に入れていく話だと思うのですが、そういう捉え方でよろしいのですか、事務局。

事務局 そうですね。児童福祉法の改正に伴って、今まで現行法案ですと、おおむね10歳までという規定が、今度は小学生までというふうに、法改正がされるので、今の、そういうように対象が10歳までというところ、3年生、4年生までというところが、対象としては6年生まで広がるという御理解でよろしいのではないかと。したがって、日野市としても法に従って、順次やっていくと、計画期間内で。

部会長 そういうお勧めなので、高学年の受け入れということについてもここで、今はないですけれども、先ほどの對馬さんのこの疑問に対しても、ちょっと説明をしていただいて、それをしてから、また委員の御質問に答えていただく。で、また討議でよろしいですか。

では、恐れ入ります。事務局に、さっきの對馬委員の御質問の西東京市の5年、6年というところの、その4年まで255で、5年、6年の6、8という、そういうところを、どういうふうに捉えたらいいのかという御質問がございましたので、御説明をお願いいたします。

事務局 西東京市さん、5年生、6年生について障害児の受け入れということでございますけど、この数値の割合は障害児童ということになってございます。

部会長 今の説明でよろしいですか。さっき、ちょっと違う質問だったみたいなのですが。

委員 実態としては、障害児の数がこれだけいるのだというところで、じゃあ、実際に小学生全般を受け入れるとしたときに、4年生～6年生で全体、障害児かどうかに限らず、

ということですね。

部会長 もちろん、日野市で今後も、5年、6年、障害児に限らず、お子さんっていうか、小学生を見ていくということでよろしいのですよね。

事務局 障害児は受けいれるとか受けいれないとかいうことではなくて、あくまでも国が示した量の見込みという部分で、今まで、どこも6年生まで受けている自治体がないのですね。あとは、この計画値の数量というところから、どこが妥当なのかというところをお示ししたデータということになります。その中の受け入れ基準だったりとかっていうところは、また別の図面でお話ができるのかなとは思いますが。

部会長 ○○さんも、この点、よろしいですか。さっき同じように思っていたっておっしゃっていた。

委員 ちょっとはずれているのかもしれないのですが、このニーズ調査というのは、小学生の保護者ということで、ちょっと前々から疑問を持っていたのですが、もう高学年になると、かなり子どもたち、自分自身の意見が出てきますので、実際親が、親としてみれば、例えばひのっちであるとか児童館であるとか、いろいろほかに子どもが遊べるところがあるけれども、学童が一番安心感があると。それだけ管理がされているということでもあると思いますので、それが子どもにとっては、やはりある意味管理されていて、身動きがとれにくいということもあると思うのですね。それと4年生まではちょっと微妙だったのですが、6年生の子ども自身が、本当に学童に行くことを望むかっていう、それが一番の、私は大きなポイントなんじゃないかなと。親からのリクエストだけではなく、実際今の学童を見ていると、この中に5、6年生も入って、実際どんな感じなのかなと。もし5、6年生が入るとしたら、学童を、またちょっと少し違う教室を、もし5、6年生は、外で本当に遊ぶ分には多分問題はないと思うのですが、教室内の場合には、やはり5、6年生の、静かにいられるスペースをとるとか、何らかの工夫がない限りということなので、少し子どもの意見が反映されていないので、この親のニーズだけで考えるのは、どうなのかなという気がします。

部会長 わかりました。そういう議論は、いつもあちこちで聞きますけれども、ちょっとそれは、資料2の次のところで話し合うことになっていますので、一応投げかけさせていただいたということで、一応置いて、次の章でよろしいですか。

じゃ、○○委員からありました質問について、事務局で御説明いただけますでしょうか。

事務局 今回のニーズの結果の数値と、実際の入所実績についての、この乖離のというと

ころの御指摘。まさにそこがポイントになっているかなというふうに思います。破線のちょっと下、参考資料①の表の下に、四角でくくった部分がございます。低学年については、過去5年の実績に比べて、推計値が少し高めの結果となっています。で、実績との乖離を考えて、より現実的な対応を考えるためにはということですね。この子ども・子育て会議で、PDCA サイクルで、検証していく必要があるだろうと考えてございます。

平成27年度の推計値、低学年2,079と出ておりますけれども、果たしてこれ、実際そこまで行くのでしょうかというところ。出現率、大体今、25年度、35%ということでお示しておりますけれども、急激に人数はここまで上がるのかと。ちょっとそれは現実的でない数値かなというふうにも思っております。そこら辺の実態を見きわめつつ、この見込みの数値も都度改訂をしていきながらということになります。したがって確保方策という部分も、これに、縛られるということは、当然ございません。現実的な対応を図っていくということで。ただ、今回こういう形で国が計算しなさい、示しなさいということですので、現時点ではこういう形で、お示しをさせていただいているというふうになっています。

部会長 ○○委員、この御説明でよろしいですか。

委員 確保方策のところから、どういったイメージで、こういくのか、すごく難しいなと思うのですよね、本当に。でも、西東京市のところの皆さんの意見も聞きながら、この数字をみていると、4年生を受け入れると、逆にいうとこんなに来るのだけという数字にも見えるわけですよね。

部会長 そうですよね。

委員 ですんで、もしかしたら高学年までとかで、わからないのですが、意外と利用するかもしれないのですよね。だから本当に読めないなあ、やってみないとわからないっていう中で、一つ方向性を決めてやらなきゃいけないっていうことも、これを見るだけでも明らかだなあと改めて思うと、じゃあ、その確保を、どういうふうに、そのPDCAを回しながらフレキシブルに、でも現場は現場で毎日あるわけで、どうやっていくのかなっていうところが、まさに案として、こういうような、取り組んだらとか、こういう視点でやっていく。そこはもう半年やったら、もうすぐに何か変えるぐらいに、フレキシブルに現場を見ながらやっていけるような準備を、どういうふうにしておくかみたいなことが、すごく大事になるような気がする。

部会長 はい、どうぞ。

事務局 さっきの補足をさせていただきたいと思います。確かに低学年の2,079に対して、

実数に乖離がございます。ただ数量と、国は今指針の中で、児童1人当たりの占有面積、1.65という参酌基準を出しております。これに対しての実数という部分の概念っていうのですかね。整備率という部分でいくと。だからやっぱり学童の特性と申しますか、保育と違って、例えば第七小学校に行っている子が、そこがいっぱいだから第三、第一小学校に行ってくれとか、違うところに行ってくれとか、そういうものでもない現状もございます。ですので、その定数に対して、フルに入れるキャパは持っていますけれども、実際の人数、実際に入ってくる方という、やっぱりそこまではいかないであろうと。ただ潜在的ニーズも含めていますので、キャパとしては、やはり持つておく必要はあるのかなと、そういう解釈で、我々、今はおります。

また委員の提案というか、やっぱりこの資料2の説明は、放課後の過ごし方というところにも、かなり通じる場所がございます。〇〇委員からもありました、高学年になるにつれての子どもたちの放課後の過ごし方、対応というのは変わっていくというのがございます。日野市の特性として、ひのっち、児童館、学童、今回は新制度のことですので、学童だけ一応特化させていただいておりますが、日野市の子どもたちの放課後の過ごし方、居場所という部分でいうところ、やはり日野市の特性を生かして考えた場合、その辺も含めて考え、分析をしてというところが必要ではないかなというところで、御報告とさせていただきますと思います。

委員 発言させてもらっていいですか。

部会長 私も、〇〇委員に発言していただきたいなと思います。

委員 ありがとうございます。1つの確認と、それから〇〇委員から出たお話にちょっと絡むのですけれども。まず確認の部分ですが、参考資料③の175、それから④の西東京からの推計で269っていう数字があって、で、今回設定されているニーズの量、一番上の表ですけども、31年度で320。割と低学年については乖離があるねっていうくくりが1つあって、高学年については、割と安全側に設定はされているのかなあと思っているの、そういうことで、果たしていいでしょうか。

事務局 はい。

委員 そういうことで、で、〇〇委員のさっきの西東京の数字から、大丈夫なのみたいな話あったんですけど、たまたま思い出したんですけど、先日西東京の子ども政策部長とかだと思んですけど、お話する機会があって、西東京って、児童館がとっても多かったり、学童の整備率っていうのか、登録率っていうのか、すごく高くって、放課後の取り組

みすばらしいですねみたいなお話ししたら、実は放課後子ども教室、うちの例でひのつちが実は弱いんですと。やってはいるのだけど、まあまあ、校庭にヤグラがあるぐらいでみたいな、そんな話がありまして、だから西東京なんかはやっぱり、心配だと。じゃ、ひのつちでという選択肢はなくなって、学童でということになっちゃうんだねっていうふうに、ちょっとそんな認識を持ったことを思い出したので、御紹介させていただきました。

部会長 ほかに委員。

委員 ほかの資料で既に説明いただいていたら恐縮なのですが、平成 26 年度の数については、今現在、どのくらいでやっていらっしゃるのか。

部会長 いかがでしょう。

事務局 平成 26 年度の、まず入所者数につきましては、1,680 人、出現率につきましては、37% 台です。

部会長 ということは、だんだん出現率が上がってきているってということですか。それはどういう事情だというふうに、捉えていらっしゃいます。

事務局 地域的なところもあるのですが、やはり、まずは当然ながら、共働きの御家庭がふえているということです。で、地域的という話をいたしましたけども、特に常に、48% ぐらいの子がずっと来ています。そこまではいかないのですが、急に伸びている地域となっていくかっていう可能性。いずれにしても学童クラブは、保護者が就労等で御家庭にいないということになりますので、共働きの家庭についてと、そこが一番引っかかってくると思います。

部会長 ということは、これから日野市の中が、多摩平地区は、ちょっと今、ほかとまたちょっと違う発展を示すと思うのですが、地域別に見ても、この出現率とか見込みみたいなものは、かなり変わってくるというふうに捉えてらっしゃるのですか。

事務局 全く地域によって、30% を切るぐらいのようなところもございますし、で、例えば低かったのだけでも、一気に 5%、6% ふえるとかいうようなこともございます。なかなかそこも、ちょっと個々の状況っていうのは難しいのですが、全体としては、やはりこれまでに 1%、2%、年度ごとにふえていく可能性もあるのだなというふうに感じます。

部会長 ほかにどなたか、御質問ございますか。黒川さん。

委員 皆さんのお話でつくされています。

部会長 はい、わかりました。私ちょっと部長に質問があるのですが、部長というか、

〇〇委員に御質問したいのですが、今何でも PDCA サイクルと言われているって思うのですね。すごく便利な言葉で、きちんといけばとてもいいことだと思うのですが、今の〇〇委員のお話ですとか、あと、この後の討議、議論につながってくると思うのですが、今地域でも、出現率が違うとか、それはまた、時の流れによっても違うというようにお話が、事務局からございましたけど、そういう場合の PDCA サイクルというのを、今の段階でよろしいのですけれども、大島委員は、どのように捉えてらっしゃるのかなと、ちょっと伺ってみたいのですけれど。

委員 そうですね。地域特性っていうのは、かなり難しいと思います、予測するのはね。これは、やろうと思って、なかなかできないなと思っています。で、PDCA っていう話がありましたけども、ある意味、例えば大きなマンションができるとか、そういう読み切れる部分はあると思うのですが、そうでない場合のことっていうのは、やっぱり生の数字見てっていうところは、どうしても出てくると思います。で、できる限り私たちも、教育委員会のほうとも相談しながら、大きな開発とか、そういったものは、予測に役立てていこうかなというふうに取り組んでいるけれども、なかなか読み切れない。この人口推計一つとっても、最新のデータをもとに予測をしていくわけですが、なかなか読み切れないということもあって、26年度の数字、今御質問あって、出てきましたけども、これを見て、じゃ、27、どこまでいってか、やっぱり予測は、市全体程度でやっていかないとならないのと、で、あと、さっき事務局からも説明がありましたけども、地域での増減っていうのは、対応するシーンっていうのは出てくるかなあと。一番上の表にあるような、じゃあ、70、70 つくっていきますよということよりも、これはかなり上振れした数字ですから、地域の動きに対応した、リアルな対応っていうのですか、そういう PDCA っていうことに、どうしてもなってくるのかなというふうに思っています。

部会長 ありがとうございます。やっぱり生の数字とか、リアルな現実を見てっていう言葉を聞いて、よかったなと思ったのですが、やっぱり現状と変わっていると思っていると、実は思っているので、現状のままで PDCA をやるのだったら、やっぱり適切にやらないと、特に、予測はできないことなので、〇〇委員さん、生の数字を見て、リアルタイムでっていうのは、言っていただいてよかったなというふうに思っております。ほかになければ、ここで、この量の見込みについて御了承いただけたということで、次の議題、議案に移ってよろしいでしょうか。よろしいですか。はい。

それでは、その次の議案で、学童クラブ、ひのっち、児童館での役割、学童クラブ、ワ

ーキング・グループの意見等についてというところ、資料2に基づいて、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料の2を、A3の縦の資料の2の①、こちらを中心にお話をしたいと思います。事前に配布をさしていただいている資料でございますので、キーワードを中心にお話をしたいなと思っております。

まず、ワーキング・グループ、まとめ資料の見方ということで、資料の2から御説明させていただきたいと思えます。父母会、専門部会ということで、学童に特化した形で設けているところがございますが、やはり高学年の受け入れ枠が、基準が、対象が変わったというところもあり、ニーズとしても伸びているというのもあり、いろいろな問題が学童クラブになります。その中で、やはり今回だけでは、少し語ることがし切れなかなということも想定できましたので、別途市のほうから選出をさせていただいて、ワーキング・グループというものを選出させていただきました。メンバー構成としましては、学童クラブの保護者ということで、父母会にもOBとして参加していただいております島委員。さらにひのっちコーディネーターということで、こちらも父母会に参加していただいております〇〇委員に、参加をしていただいております。

また、関係行政機関の職員としまして、主管課であります子育て課、学童クラブの担当者ですね。あと児童館ということで、熊谷、佐々木の両館長。佐々木館長につきましては、要綱制定委員ということで、学童職員という形でも経験されているところですので、学童、ひのっち、児童館、それぞれの立場で、バランスよくいろいろ意見ができるかなということで、メンバー構成を許可していただいた会でございます。

開催としましては、今回に来るまでに4回開催をさせていただいております。第1回は3月4日。こちらは全員、11名出席した中で、出てきたテーマをカテゴリー別に分けさせていただくと、学童クラブの役割と現状、あとは学童クラブと児童館の関係性、あと放課後の過ごし方というところでの日野市の特徴と、こういうところのテーマで、少し意見を見たのかなというところがございます。

続きまして第2回は、同月27日でございます。若干1名欠席ございましたが、関係行政機関からの欠席というところがございます。主なテーマとしましては、学童クラブの現状と、あと入所基準について。また学童クラブを必要としている対象について、プラス障害のある子について。こういうところも、キーワードとして意見交換をしてきたということでございます。

第3回目につきましては、4月の16日。こちらの出席者は12名ということで、第2回の中で障害というキーワードが出てまいりました。障害の部分で御意見をいただける方がいらっしゃらなかったのも、市のほうから打診をしまして、スキッパーという会の代表、〇〇さん。こちらは発達障害を考える親の会という会でございますが、〇〇様に御参加をいただきまして、その発達障害を中心に、親の視点、あとは利用者としての視点等も含めて、中心に意見をいただいた会でございます。

続きまして第4回につきましては、1回から3回まで議論してきたことの振り返りをした中で、プラス、子ども家庭支援センターのほうにも、御意見を伺えたらということで、新たに参加をしていただいて、ひとまず、今回の会に至るまでの総括という形で、締めくくりをさせていただいたものでございます。

プラスですね、ここに資料2の②の2面になります。一番上段のセキュリティでございますが、いま一度ここで確認をしておきたいと思います。学童クラブ、ひのっち、児童館、それぞれ役割がございます。そちらを、基本的なところをピックアップして、説明させていただいています。学童クラブにつきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいないのに対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。アンダーラインを引いているところがキーワードになるかなというところでございます。続きましてひのっちでございます。市内全ての児童を対象に、学校施設を利用し、放課後の安全安心から、町づくりを、地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ、文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供する、こういう事業でございます。最後児童館でございます。地域における子どもの活動の拠点として、不特定多数の地域の子どもたちに、健全な遊びを提供し健全育成活動を行う場。大人（職員）のボランティアリーダーの目があり、子どもたちが放課後等に安心していられる屋根つきの公園。こういう性質を持った、また地域の活動拠点という2つの側面を持った事業である。ここをまず押さえておきたいなということでございます。

続きまして、そういう状況の中で、ワーキング・グループで話してきたことを、A3の表ですね。資料の2の①のほうに行っていいたいでしょうか。1回から4回まで、いろんな視点を踏まえて話をしてきたところでございます。最上段から、大枠、中枠、小枠、細枠ということで、徐々に上から下に向けて、本当に具体的なテーマというか、キーワード、そのほうを記載するような形になっております。

まず大枠としましては、やはり学童という部分でいくと、保護者が昼間いないというキーワードがございました。そういうところも含めて、今回の子ども・子育て支援法によりますと、父母その他の保護者が、子育てについての第一義責任を有す。ここを1つ、法にもうたわれている部分でおさえおきたいというところです。学童クラブとしては、保護者が家にいない。第一義責任を有しながらも、それが果たせない家庭があるということで、家庭を補完する事業ということで、確認をしたところでございます。

その1個下の中枠に移りたいと思います。これを少しイメージとして図化をしたところでございます。一番いい状態が、円ができていて、何も欠けてないような円ができていて、家庭がきちとあって、お子さんとの関係ができていて、きちと子育てができています。でも就労等、保護者が家にいない状態もあり得る中で、少し欠けた円になっている状況がある。そこを補完する形で、状況により定期的な活動プラス、ひのっち、児童館、それぞれの役割を持っている事業が補完をしていくという部分での表現。ここの、ひのっち、学童クラブ、児童館、この3つの事業は、日野市としてとてもメリットが大きい、日野市は恵まれているとの意見が多数みられました。

続きまして、その横の折れ線グラフになります。そちらについては、学童クラブ、入所の実績と要望（ニーズ）ということで、少し、表として、お示しをさせていただきました。まず一番上のところでございますが、例年学童園長さんのほうで、学童に在籍している保護者の方にアンケートを実施しているということで、ワーキング・グループの中で資料を、御提示をいただいたところでございます。1年生から6年生までに、必要度ということで、入れたいと思っている保護者の方の割合、この辺を、一部ちょっと偏りがあるようになりましたけれども、基本、学年に対してのこのニーズということで、ポイントを落とさせていただいた傾斜配分でございます。やはり高学年になるにつれて、ニーズというものは少し下がっている。一方実績というところでございます。こちらについては、先ほどの量の見込みでも、少し御提示をさしていただいたところでございますが、実線については現状の入所、点線につきましては今後高学年になるにつれての利用割合等も加味した中で、想定として点線で表示をさしていただいている。一番下の折れ線になりますが、こちらは、ひのっちアンケートということで、アンケート結果をもとに、表としたもの。1つにまとめてみると、それぞれ親の思い、実態、あとはひのっちの視点も踏まえてと、よりリアリティーがある。そんなような形で、それぞれ、全てのところで右肩下がりなのですが、でも割合が違う。そういうところが、少し乖離がでてくるのが、そういうふうに見えるのか

などというところを、意見でも出ましたので、そういう表現で書かれているということをございます。

その下の小枠の部分に移らせていただきますが、そういう状況の中で、やはりキーワードとして上がってきたのが、学童クラブが本当に必要な子って、どういう子なのか。より具体的に、どんな子が必要なのかというテーマに移ってまいりました。その中でやはり、就労をしている、いわゆるフルタイム、両親ともフルタイムで御勤務されている方、プラス、特にやはり低学年、1年生、2年生は、やはり必要度が高いという部分が、大切な意見として出てまいりました。また就労に伴わない部分、疾病、就学、虐待、ネグレクト等、お子様を取り巻く環境はいろいろあるかと思えます。そういう就労にとらわれない部分でも、やはり学童という仕組みは、必要な子はあるという意見が出てまいりました。で、そこに、間に、障害がある子で、(発達障害の子)ということを書いてございます。やはり障害があるという部分での必要度、また発達障害という部分で、なかなか特性が、第三者から見てわかりづらい特性を持っているとか、でも生活する上では、少し困ってしまう。学童であれば、生活の場というキーワードを示しました。そういう意味においても、やはり必要であるという言い方は要るという部分の3つのキーワードを、円の中に一応入れさせていただいたということでございます。

最後に細枠のところになりますが、いろいろ条件を限定して、受け入れを検討していく。するとどういう課題があるのかというところで、もう少し具体的に意見を、大きく2つに分かれております。行政と家庭という2つ。やはりこの2つは、車の両輪の感じがあるかなと思っております。行政だけが手厚くしては、言葉がいいかどうかわかりませんが、親としてはありがたいサービスになってしまって、本来一番大枠の上にあった、家庭が持つ第一義責任をなかなか果たしづらい。またそういう側面があるのではないかというところが、意見として見られました。やはりバランスよく、行政と家庭がともにイコールの関係できちっとやっていく。ここが根本ではないかなと、こういうところでお示しをしているところでもあります。行政としましては、やはり本当に、必要な子はどんな子かというところを、きちっと明確にしていかなければいけない。入所基準についても、必要度の高い低学年、また親の思いと子の思いを含めての、高学年に対しての基準。ここは同じでいいのかどうかという部分もあるわけです。また学童の特質である学校休業時以外。いわゆる三期休業、夏休み、春休み、冬休みの部分で、どういう対応ができるのか。親がいない部分の事業ですので、やはりきちっと親とコミュニケーションをとりながら、育成をしていか

なければという、そういう部分は、しっかりしていかなきゃいけない。

5 番目には、障害のある子、高学年の受け入れ確保ですね。高学年になってくると、体格がよくなっていますが、学童の主な職員は女性でございます。障害がある方についても、いろんな特性がございます。そういう面も含めて、きちんとした受け入れ環境、状況を検討していかなければいけないと。

6 番目には、やはり低学年の需要。

最後になりますが、放課後を支えるひのっちと4つの児童館。ここもきちっと連携をやっているといかなければいけない。そこが行政の役割ではないかというところで、キーワードとして書かせていただきました。

一方家庭のところについて御説明をしますが、やはり両輪でございますので、まず家庭の中で、親と子、きちっとコミュニケーションを持つ関係をつくっていただきたい。それを踏まえて、きちっと学童のほうに行かせる。具体的に申し上げますと、今の学童入所基準というのが、週2日の就労といった条件となっております。本来週2日が条件。例えば週2日働いて、条件が合って入所した。親御さんが家にいないときが、学童が入れる条件ですので、週2日だけという考えになるのですが、実際は月曜日から土曜日まで、受け入れができる状況であれば、週2日以外でも、やはりお子さんが来るという状況がございます。来ちゃいけないということではないのですが、やはり親御さんの息抜きだったりとか、冠婚葬祭等も含めて、いろいろな状況あるかと思えます。ただ、それが常態化してくると、やはり親と子のコミュニケーションだったり少なくなるという、こういう側面があるので、そういうところで、意見がでた。

あと障害のある子に対する周囲の理解度の向上というところで、直接家庭には結びつくところではないことになるのですが、〇〇さんからお話をお聞きしたときに、やはり特別扱いをされる。周りから見られる。西東京さんであれば、6年生までは障害児の受け入れをしているのですが、入れる状況があったとしても、何であの子いるのということになると、やはり受け入れ基準上は障害児ということになります。そうすると、何も言わなくても周りから、あの子は障害児だよねとか、そういう目で見られる。もしくはわかってしまう。親としては、すごく行かせづらい環境もあるというような御意見もいただいたところでございます。周囲の目も、あとは受け入れ環境づくりというところでも、1つキーワードとして、掲載をさせていただきました。

あとは、日野市児童館の積極的利用というところでございます。日野市については、登

録率 90%以上ということで、もう全ての児童が登録をいただいているところでございます。年間の延べ利用人数も 15 万人程度ということで、かなり多くございます。児童館も、市内に 10 館ほどございます。積極的に PR をしているところでございますが、まだまだ周知不足というところもございます。その辺で、やはり学童だけではないのだというところも、家庭に対して働きかけをしていかなきゃいけない。そういうところも含めて、認識する上でも書かせていただいたところでございます。

あと最後になりますが、枠外に、放課後デイサービスとの連携と活用というところでございます。やはりお子様のお持ちの特性だったり状況によっては、学童になじまないお子様がいらっしゃるかと思います。そういう中では、既存の事業は、子育て課のことになりますが、ここでサービスしている事業もございます。こちらもちっと活用でき、かつ連携ができるような仕組みを考えていかなければいけない。そういうところで、少しだけ枠外に掲載をさせていただいているということでございます。

最後に資料 2 の②になりますが、こちらについては、各会において、各キーワードとなるテーマに沿った形で意見を、それをピックアップして載せさせていただいたところがございます。事前にごらんいただいているところを踏まえて、ご説明は割愛させていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

部会長 ありがとうございます。それでは、ここについても意見交換といえますか、したいのですけれども、その前に、ワーキング・グループの委員として出られている佐野委員と〇〇委員に、補足といえますか、参加された、出席された思いですとか、お話しいただいたほうがよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。じゃ、〇〇委員さん、お願いできますか。

委員 はい。しゃべったというのは、もうここで載っておりますので。

部会長 でもこれ読んだら、ちょっとわかりにくいようなものが、またあれば、伺いたいなと思ったのですけど。

委員 図としては、すごく見やすくつくられています。これも話し合った中でもよくわかるのですが、もうちょっとここはとかいう部分で、きょう御提示いただいておりますので、かなり完成度の高いものだなとは思っています。一番見てあれなのが、やはりニーズ調査のところ、やはり親の思いと実際の部分だったり、あとはひのっち。そのひのっちアンケートっていうのが、回収率が半分ぐらいだと思うんですが。

事務局 先ほどの表の下のところを書いてあるのですが、かなり票数が多かったもので、

全部は見切れてないのですが、現時点で、57.9%。

委員 かなり信頼できる数字だとは思うのですね。実際私が、日々ひのっちでみてる子どもたちの中で、やはり5年生、6年生の子で、ひのっちすら必要としていないという子も、本当にたくさんいます。先ほどの数の見込みで、本当にあれだけの子が、その4、5、6の部分ですね、こちらで言う。それが親の希望で、20%以上の6年生の、入れたいと思っている親がいるのは、現実はこれだと思うのです。ただ、じゃ、やはり、先ほど〇〇委員のおっしゃったように、子どもたちは、本当はどうなのかなっていうのを考えたときに、この20%以上の親が、6年生でも入れたいと思うというのは、それは週に1日だけでも、5日間ではなくて週に1日だけはどうしてもっていう部分があったりとか、いろいろな中でも、やはり思いがここに込めてあつての数字だと思っています。

ですから、実際本当にやってみたら、ふたをあけてみたら、希望者というのは、さほど高学年に関しては多くないのかなというのは、ふだんひのっちをやっている、そのように思います。子どもたち、実際1週間の中で、本当に習い事が多くて、ひのっちに來てる子でも、曜日が大体決まっています。この日はこの習い事があるからと言って、もうそれは低学年のうちからそうなっていますので、特にもう高学年になると、習い事の数もふえますし、で、その合間を縫って、公園で子どもたち、自分たちで仲間と遊んでいるということをやっている、やはりそこに、学童なりが必要だっていう声に、本当に必要な子っていう子だけに特化していくのかなと思って、ワーキング・グループのときもそうだったのですけれども、やはり誰が本当に必要なのかなっていう部分を見きわめていった中で、誰に手厚くすればいいのかなっていうのを、十分に考えていけばいいねということで、話し合っていました。

部会長 はい、ありがとうございました。それでは、〇〇委員にお願いしてよろしいですか。

委員 内容としては、もうここにもフォーカスされてはいるのですけれども、学童クラブ、その育成対象年齢についてのことなのですけれども、今回は、国で、おおむね10歳という枠はここで払われたのですが、さっきの親が働いていて家にいない家庭という中で、児童福祉的な観点から見てそれを預かるという場所がなくもいいのかというところ、というのがやっぱりあって、小学生全般が対象になるっていうところが不思議ではないと思っているのです。それで、じゃ、優先順位であるとか、キャパシティーの問題も多いうところ、3年生、4年生を、対象としているっていう形になるのかなと思っています。と

というのは、やはり今、3年生まで、ないしは4年生までしかできていないので実感が湧かないかと思うのですが、ニーズは確かにあるし、卒所してしまうとなると、行けなくなってしまったというのも、もっと行きたかったという子も確かにいる。卒所してしまうので、何とか放課後の時間を埋めなきゃというところで、月曜日は何、火曜日は何っていうふうに習い事を入れていくっていうパターンも、逆を言えばあるっていうのもあります。それで、一番近いところでも、東京都内はやっぱ、しかも高いですし、いろいろ問題あると思うのですが、そういう、でも、小学生6年生までを対象としている学童クラブはあって、一番近いところと言えば、埼玉県なんかは、もうかなり昔から6年生を対象としている学童クラブがずっとあるのですね。確かに人数は減っているようです。けども、ニーズはあって、かつ、必要としている子どもは6年生まで預けて、そこで生活をしている。だから、日野市もやっぱりそれは、今の学童クラブ、日野市の学童クラブとしてすぐ受け入れができるかというところ、課題はたくさんあると思います。広さの問題もそうですし、じゃ、どういうふうにその規定をしていくのかっていうノウハウは、これからちゃんと積んでいかないといけないという課題はあると思うのですが、ニーズは確実にあるだろうというところをとっても気にしています。

入所基準についても、ワーキング・グループの中では話されてはいるのですが、今回、懸念しているのは、運営基準が策定されると思うのですが、入所基準については、じゃ、どうすべきかっていうところが、やはりワーキング・グループも大事なんですが、こう広い場所で討議されるというのが、そういうのがやっぱり必要なんじゃないかなと思うんですね。5カ年計画で数が追いつくとなると、結論を言えば、小学生全般を対象としますというふうな基準で決まったとしても、入所基準が変わらなければ、実際、じゃ、いつになったらっていうことにも、入れるかどうかっていうところは、具体的なところがこれ出さないっていうことも含めまして、それで、そこも今後の討議の課題になるのかなと思っています。

また、学童クラブに入れたらっていう、どのアンケートも親は答えていて、子どもの気持ちっていうのもあるのですが、極論を言ってしまうと、子どもの気持ちにかかわらず、親がいないから入所を申し込んだから行かなきゃいけない場所であるっていうふうに、ワーキング・グループの中でも出たのですね。行かなきゃいけない場所であるっていうところで、じゃ、どういうふうに関係をしていくかっていうそっちの面で、話し合いがより活発にされたらいいのかなとも思っています。ただ、もちろん、何でもかんでも受け入れ

なさいっていうのじゃなくて、基本的に親が子どもを見ることができないっていうところは大前提にあって、その放課後が、例えば習い事であるであるとか、上に兄弟がもっといるだろうとか、そんなところで解消するのであれば、全員入らなければいけないってものでもないとは思っています。

部会長 はい、ありがとうございます。2人の委員の、実際参加された委員の情報を聞いた上で、全体的な、お話し合いを進めていきたいと思えますけれども、いかがでしょうか、どなたか御発言ございますか。〇〇さん、どうですか。

委員 はい。やっぱり、何でしょう、一概にも言えないということがあります。やっぱり家庭の事情もありますし、その子自身の性格とかもあると思うのですよね。本当に早くから1人でお留守番できる子もいれば、1人でいることにすごい不安持っている子もいますし、確かに6年生まで学童は必要だというような何か思うので。うん、難しいな。

あと、やっぱり夏休みなんですよ。とにかく親にとって夏休みをどう過ごすかっていう。それは、本当に5年生になっても6年生になっても同じことであって、もう本当、中学に行けば部活が夏休みにあればもう消えちゃいますし、全部心配なくなるのですが、6年生になっても夏休みって、やっぱり大震災の後は特についていう感じがします。1人でいたときにそういう大震災が起きてどうなのだろうっていうところですよ。心配ですね。

部会長 ほかに御意見、御感想を伺いたいのですけれども。〇〇さん、いかがです。

委員 わたしですか。

部会長 うん、じゃなくて、最初、ここで話し合うって言ったでしょ。

委員 今の高学年を入れるか入れないかというのは、国の方針で入れるということになっているということでしたら、それはもうそういうことになると思いますよね。それはしょうがないと思います。しょうがないということになると思います。それが先ほどのような見込みのときに、果たして兄弟はあるかという、その親のニーズだけで言えるかということではなしと発言させていただいたのですが、実際は5、6年となれば子どもと親の話し合いだと思うのです。やはり学童に行けば限られた子どもとしか遊ぶことができなくなると。やはり、じゃ、きょうは何々ちゃんと遊びたいというのも遊べないですね。ひのちだと、それはできなくて、限られてなかなかできないということ、子ども自身もいろんな人にいわれ、これは、その親がやはり本当のことを、胸のうちの、子どもとの家庭の中での話し合いだというふうに思います。それは、それぞれの家庭の中で話し合われるべきなのかなというふうに思います。

ただ、高学年の子が、1、2年生の子と一緒にわーっとしているようにいるっていうのが多分できなので、それは別室のテーマにして、本を読むことができる部屋であるとか、何らかこう保護者と5、6年生が落ち着いて作業できるような部屋、そういうこともその子どもにとって必要。じゃないと、あの喧騒の中で5、6年生の子が一緒なのは、放課後だけではなく夏休みも1日いるのは、かなり苦痛なのではないかなということを感じました。

まず、高学年に対してはそうなのですけども、すみません、私、障害者の件についてちょっとお話しをしたいのですよ。そちらのほうに話を持っていってもよろしいでしょうか。
部会長 いいですか。

事務局 はい、どうぞ。

委員 幾つかの学童クラブを見学させていただいたのですけれども、どこもやはり障害児がいて、そのために介助職員がおつきになられて、介助職員の方、非常に、本当に一生懸命やられていて、もう多分、許容量以上のお仕事をなさっているみたいな感じを本当に思いました。で、介助職員の方に関して、やはり臨時の職員でいらっしゃると思うのですけども、やはりある程度の研修が必要なのではないかなと。人数をふやすことももちろんなのですけれども、やはり障害のある子に対しての対応の仕方というのは、各一人一人個性があるので、そうしたものというのは、つきあいながら覚えていくところもあるのですけれども、やはりそれなりにいろんな研修機関ありますし、あっ、こうすればよかったのかと思うところも幾らでも研修すればあると思うので、やはり暗中模索ではなくて、臨時の職員の方、出向教職員の方に、もう少し研修を受けやすくしていただけたらいいかなというふうに感じます。

それから、家庭とのコミュニケーションというのはとりやすいと思うのですけれども、特に特別支援学校の生徒さんの中には、やはり体が非常に皆さん肢体不自由ではないので活発に動かれるけれども、対応が、やっぱり障害者さんたくさんいらっしゃいますので、やはりこの特別支援学校の福祉学級は、担任の先生との連携というのは、多分、私も必要になると思うのです。そこが、それをする時間がないとか、機会がないということによって、非常に、多分、対応に困るところが多いのじゃないかなというのを感じましたので、そういう中のそういう連携がとれるような、まあ、これは都立施設なので、学校なので、難しいところがあるかもしれませんが、そこら辺は垣根を越えてできるような形をしていただければいいなというふうに思いました。

とにかく今、ただ障害のあるお子さんを受け入れ、何ていうの、入所希望されたら、そうしたら受け入れるという形、ほぼ全員受け入れたいというふうに市民が思っていると思うのです。で、介助の方なのだけれど、つけたいと思っているのですけども、やはり職員の方に過度の負担にならないように、それで、受け入れられないなら子どもたちによくない、どうぞ負担にならないような介助員の方をふやすことなりとかすることが大切です。ただ、介助員の方、非常に人手不足だという話も聞いております。募集してもなかなか人が来ないというところで。それは、やはり待遇の問題も1つあるのじゃないかなというふうに思っています。これは、また後から皆さんも話が出るかもしれませんが、やはり待遇をよくするということは、やはり料金の値上とかってということにもかかわってくると思います。そのことも皆さんから後から、多分、意見が出ると思うのですけども、全ての環境をよくするためには、そういう方策も決して怖がらず、低いということだけがいいということではなく、進めていかなければ、やはりよい環境はできないのではないかなというふうに感じます。

それから、あと1つ、児童館との連携なのですけれども、障害があるお子さんというのは、実は小学校でやはり終わらない。放課後、やはりどこかで受け入れるところが必ず必要になる、全然状況は変わらないお子さんはたくさんいますので。そうすると小学校を卒業してからも居場所が必要になるお子さんはたくさんいるということも、決して小学校までじゃなく、障害のあるお子さんとしては考えていかないと不十分かなというふうに思います。もう人によっては児童館のほうで受け入れる、その体制をつくるということも考えていかなければいけないのじゃないのかな。

私の知り合いの八王子に住んでいる重度の障害のお子さんで、その子は肢体不自由のお子さんだったのですけれども、なので、もう寝たままで、それはもう言葉をしゃべることもできずに、意思を自分で伝えることができない最重度のお子さんだったので、そのお子さんは、学校にタクシーを、ハイヤーを親が手配をして行かせて、それで児童館に、家の近くの児童館に送ってしまして。児童館のほうでは、その子、最初のうちはどうしようかって思ったらしんですけども、でも、決して医療行為が必要なお子さんではなかったので、そのままそこでいろいろ、時々見ながら見ていたら、子どもたちが非常にその子に興味を持って、最初のうちはどうしてこんななのって言っていたのが、だんだん面倒見てあげるようになってきて、非常にいいコミュニケーションをとれるようになってきて、子どもにとって心に影響を及ぼすことになったので、今はもう高校を卒業されたので

すけども、中学、高校と通われて、で、高校を卒業してからも、特別ボランティアスタッフとして、そのお子さんに来てほしいというふうに児童館のほうから依頼があって、1カ月に何度か顔を見せて、子どもたちと一緒にコミュニケーションしてほしいということになったという話があるのです。

という形で、これは1つの特異な例かもしれませんが、やはり児童館に行けるお子さんは児童館のほうにという。そして、児童館のほうでも、ある程度のちゃんと受け皿になれるということができたら、受け皿になれたらいいなというふうに思いました。

それとは別に、また、障害児だけの放課後教室というものがとても今は必要になってきているのですけれども、市としては、今、日野市の中に障害児の放課後施設がどれだけあるのかということは認識していらっしゃるのか、ちょっと質問なのですけれども。

事務局 今、A3・縦の表の一番最下段のほうに、放課後デイサービスということで書かせていただいております。現在、市内に3カ所ほどあるというふうに聞いております。

委員 そうですか。

部会長 3カ所あって、今、多分、4カ所目をつくるろうとしている人がいて、場所を探しているってというような状況だっているというふうに、この前、探している人に聞きましたけどもね。

委員 実は、私は働いております、私は、ちょっとそれ以上は何かわからなかったんです、お聞きしたいなと思ったんですけれども。その1つはきれいな、もっときれいなタイショウのところでやっている。これも非常に限られたお子さんを預かっている。しかも、小学生だけで、地域も限られたお子さんを預かっているところと、あと、NPOで、やはりお母さんたちがつくられた非常に限られたようなところ、障害者の子どもさんを預かっているところと、あと、私が働いている民間のところ、高校生まで預かっているという形で、またできるかどうかわからないのですけども、いずれにしても非常に少数の子どもしか預かることができない現状なのです。でも、市の大きさは違うといっても、八王子にはかなりたくさんそういう場所がありますので、日野市のほうも、その誘致とか、あと、支援をどう、本当にそれをこれからしていただきたい、児童支援を。障害をもっている子の親も非常に困っている、小学生までではなく、それ以降の子ども、障害児の受け入れ先についても、ぜひ今後、御検討いただきたいというふうに思っています。

部会長 はい、ありがとうございました。

最初に事務局がおっしゃった子どもたちの放課後の居場所という意味では、今の〇〇

委員のお話は幅が広くて示唆に富んだものだと思いますけれども、〇〇委員は当初の質問っていかがでございましょう。

委員 当初のところでどういう方策かっていうのは、またいろいろあるのかなと思うのですが、まず、数値的なことというか、この子ども・子育て会議というのが、全国的にどうか、国から出ているのが、とにかく量の見込みをきっちり出して、それに向かって方策を立てなさいっていうのが、もう、がちっとあるわけですね。部長。

委員 そうです。

委員 ですので、その量のところを、そういった方向でやらないと前へ進めないというのがあるのだなというのを理解していますので、そのところは、今の、現状の1,500人が、でも、ことしも1,700人ぐらいまでふえています。そこに高学年が加わって300人ほどが加わって、2,000人ぐらいがニーズに出ています。それに対して市としては、2,000人を超えて31年度には2,400人ぐらいということが出てきているのに対して、それよりも多いところでまずは施策を立てるっていう方向でというふうには見えている、そういうことなのかなというふうには思いましたので、この子ども・子育て会議の中の量の見込みというところでは、個人的には、ニーズとかそういうところに対して極端に少な過ぎるとか、これちょっと不安だなというよりも、実際にやってみたら、高学年、意外と来たねとなったら、もう少しやろうかっていうのができるぐらいの形になっているのかなというふうには思いました。という部分が1つ。

それと、今、まさにおっしゃった、事務局の方もおっしゃっていたので、学童は学童で決めなきゃいけないけど、やっぱり子どもの放課後の居場所をどう考えるか。部長もおっしゃっていた、これだけを整えればOKということではなく、選択肢があるのが大事で、もう皆さんおっしゃっていますけど、やっぱり決めるのは子どもで、子どもが自由に決めるようなところで都合つけるようにしたい。でも、親からすると、安心して行かせる場所が少なくて、思わず、だから、何ですか、その夜を埋めるために習い事も入れてしまうみたいに、まあ、何て本当に子どもたちが安心して過ごせる場所が少ない国になっちゃったのかなっていうふうに思うところで、日野市だけの問題じゃないと思うのですよね。なので、そういう部分に対して今後、ここで決めたらOKではなく、やはり子どもが安心して過ごせる場所、親も、あっ、あそこにいるなら私も安心かなって思えるような場所を、どうやってつくっていくかっていうのが大きな課題だと思っています。

そういう意味で、じゃ、自分たちは何をやっているかというところでいけば、これも全

国的な取り組みでありますけど、プレーパークですとか、あるいは、高学年になると室内だけじゃやれないですとか、別に低学年でもいろんな特性を持った子がいますから、室内だけだと力を持て余して何かトラブルのネタになっちゃうと、元気なだけなのにとこういう子が、外で思い切り遊べるような場所で。でも、この御時世ですから、知らないところで勝手にやっても親は非常に不安だ、ですとかね。そうすると、それなりに大人が見守っているのもありながら、子どもは子どもで自由に遊べる場という取り組みは、世田谷区ですとか、川崎も夢パークですとか、いろいろ取り組みはふえていたりして。我々も、資金的に非常に厳しいので、毎週金曜日、地域的にも仲田小でのこう、なんですけれども、そうやって自由に遊べる場で、必死に頑張っ、じゃ、ことしは月1回、水曜ならふやせるかなみたいに、どうにかやれているみたいなどころがあるという。でも、ぜひ、そういうところも積極的に親御さんも知ってもらって使っていただきたいですし、子どももたくさん来てほしいし、やっぱりやっていると小学生ふえてくるのですよね。

なので、この国の方策があまりそういうところを入れておらず、どうしても室内型のところを充実させようという流れがあるのも理解はしているつもりですし、そこが非常に心苦しいなと思うところなのですけれど、やっぱり放課後の子どもの居場所、自由に行けて、で、親も安心してっていうところは、そういう部分も入れて、地域も含めて何かできるかっていうのを、まさに一緒に皆さんと考えながらやっていきたいなというふうに思いました。

部会長 この中粹っていうところにイメージ図っていうのがありますでしょ。これは、日野市の放課後施策なので、児童館と学童クラブですね。ひのっちが入っていて、3本の矢っていうふうになっているわけですけれども、これだけじゃなくて、もう少し、民間ベースとか、そういう子どもが行けるような場所を加えたほうがいいという、そういうこれにない地図なので、まさに子どもの放課後の居場所ですよ。

委員 そうなんですよ。

部会長 行政の策の中でね。

委員 よく見ると、まだ埋まっていないじゃない。

委員 埋まっていない。選ぶのは子どもだものね。外遊びのことやっていますよ。外遊びだけがいいなんて言うつもり全然ないのですよ。やっぱり学童が居心地いい子は、学童行くし、いいでしょうし、いいのですよ、本当にその子、その子が居心地いいところに行けば。でも、やっぱり何か室内だけってね、絶対、居心地よくない子が必ずいるはずで、や

っぱり、しかも、外を使うと余りお金もかからないというところもあったりしてですね。日野市は、本当、幸いそういういい公園もたくさんたくさんありますので。ただ、そこで大事なのは実は家庭の理解でして、そこに預けておけば、けがもしないし安全に過ごしてくれるとかって思われちゃうと、またそれは違ったり、何かけががあると、すぐ誰の責任みたいになったりとかして。積極的にけがをさせようとか何とかってないですけど、小さい、遊べばけがするし、大きくなればなるほどやりたいことがいっぱいになってくるので、体も使って思わぬこと多分するんですけど、そこはやっぱり家庭の御理解とコミュニケーションとっていると、大きなトラブルには発展しないなっていうことも経験はしてきているんで。ずっとおっしゃっていますけど、やっぱり行政の皆さんも、やっぱりサービスだけだとバランスが悪い。やはり家庭の理解と、地域の力と、行政と、一緒になってやっていくっていうところかなと思いますね。

部会長 わかりました。

委員 この虐待・ネグレクトなどのところで、虐待・ネグレクトの子が、やっぱり学童に行ってもっとするとかっていうことであるのは、それはとてもいいと思うのです。だから、そういう子の居場所を用意するのは大事だと思うのですが、こういうケースの場合って、ケアが必要なのって、その子だけじゃなくて絶対的に親のほうじゃないですか。それはそれで行政としては取り組んでいらっしゃると思うのですが、そういう何かこの子は、家庭は、もしかしたらそうかもしれないぞって学童とかは、この第一次的に子どもの様子から感じ取ることがあるわけですね。そこまで学童に、親のケアまで押しつけられても、学童はなかなかやり切れないと思うので、そういうときにきちっと専門のほうとつなぐ仕組みというのがちゃんとありますので、ここの、ええ、ちょっと御質問のここに。

大島委員 放課後家庭支援センターのセンター長に伺ってもらったらいかがでしょうか。

部会長 そうですね。じゃ、お願いします。

事務局 センター長の宮沢です。よろしく申し上げます。子ども家庭支援センターというのは、一応、要保護児童対策地域協議会というものの調整役という役割がありまして、その要保護児童対策地域協議会、何かっていいますと、何かあったときに、虐待、養育困難等の家庭に問題があったときに、例えば学校や保育園、幼稚園等、自発的に、ここ宛てにまずは知らせてくださいと。むしろ、虐待とかだったら、警察や児童相談所に知らせてくださいと。それは守秘義務を守るので、その中で何かあったときには必ず連絡取りあって対応しましょうと。それが、要保護児童対策地域協議会っていうものなのですね。それに

は今言った、学校や、保育園、幼稚園、警察、民生委員さん、その他、学童、児童館の支援も含めてですが、全て入っています。ですから、そういう今おっしゃった学童クラブで何か、まあ、ネグレクト、例えばお風呂に入っていない状況が続いているのではないかとか、余り御飯食べていないのではないかとか、あとは、本当にけが、あざとかを見つけたとか、そういう場合については、子ども家庭支援センターにはお知らせいただくような形のお約束というものがあるのですね。ですから、親が学童に任せるというよりも、なかなか家庭で起こっている状況が外で見えないものを、学童や、学校や、保育園等の地域の方をですね、まあ、使ってというか、方々が、かわりにですね、子どもの保護のためにお知らせをいただいて、それを知って、我々が寄り添って対応していくと、そんな体系ができてはおります。ですから、そういう形で連絡をいただいて対応すると。その中で、我々は調整役をここで担っていると、そんなことでよろしいでしょうか。

委員 はい。大変ありがとうございました。

部会長 私もNPOの業務で平成19年から何年か、学童クラブの巡回相談をやっていたけども、やはり学童の先生が一番早く気がつかれて、それで、巡回に行ったときに、お子さんの個性でなっているのか、あるいは、御家庭のものなのかということをよく話し合っていて、個別相談をしたり、親御さんしたり、そういうところに学童の先生方に加わっていただいたりとかってということがあったのですけれども、例えば学童の先生方が一番大変なのは、保育園と違って毎日親と会わないので、なかなかその、お忙しいこともあるし、あとはコミュニケーションがとりにくいということで、で、大変だろうなと思っていました。ですので、そういう皆さん、先生たちがおっしゃっているような、そういうやっぱり日野市としての捉え方みたいなのがあると、学童の育成も、もっと充実していくのではないかなっていうふうに、これはちょっと個人的な意見ですけども思いました。

それで、今、学童のことでいろんなことが出てまいりましたけれども、このイメージ図というところで、例えばこの、部会じゃなくてね、何かやっぱり学童のことを考えて、居場所というものを考えていくのであれば、例えばちょっとこういうものに、これとこれとこれを加えたら、別にこれにけちをつけるわけではないけれども、ちょっとこうつけ加えたらどうですかっていうような、ちょっとポイントを少し挙げて、で、これはちょっとこれで終了にしたいと思えますけれども、さっきおっしゃった民間というか、そういうものを加えるとか。

委員 そうですね。部会長おっしゃっていましたね、まさにそのとおりで、違う場所が必

要。

部会長 そうですね、うん。

委員 でも、多少やはり、そうですね、ほかにも対応はありますってことですものね。

委員 やはり小学生だけでなく、その後の必要な子もいるという視点で、ぜひ直していた
だきたいなというのがあります。

部会長 あと、先ほど〇〇委員と〇〇委員からは、子どもが主役で、子どもが選ぶって
いうお話だったのですけれども、〇〇委員からは、やっぱり行かせなくちゃいけないって
いう、そういうやっぱり働いている親から見た視点というものあるわけですよ。そこもち
ゃんとやっぱり捉えて、絶対子どもが主役で、子どもが選ぶのだっていうことばかりは
やっぱり言えないのではないかなっていうふうに、私も働く母としては思いますけど、〇
〇委員、どうですか。

委員 そうですね。でも、やっぱりバランスは大事だと思います。だから、やっぱり児童
福祉的な観点から見て、それを、実際ありましたけど、大震災みたいに地震が起きました、
じゃ、早く終了します、帰りなさいってことじゃない、いや、家に帰っても誰もいないし
っていう状況のときには、じゃ、その子は本来、学童にいてもいいよねっていうふうにも
入ると思うのです。やっぱりそのいない、親がいない、帰ってもいない、何かあったとき
に連絡をする相手が家にいないっていうことは、じゃ、それは学童がその子の放課後のお
うちになるわけですよ。そういうところで、今さっきも言いましたけど、もっと年の大き
い兄弟がいて、何かあっても変わりも全くないだとか、おじいちゃん、おばあちゃんがい
るからとか、そういったところでバランスをもって、子どもの気持ももちろん聞きながら
もありますけど、親が総合的に判断して、保護者ですから、その判断基準は、やっぱり
そこは親に委ねるのが大きいかなと。当然、子どもは何したいのかっていうのに、絶対学
童っていうふうに決めつけてもいいし、家族的に考えて、で、一番いい方法が、選択肢が
いっぱいふえれば、いい方向に行くのではないかなと思います。

部会長 わかりました。では、施策が3つなので、それがもっと10とかなれば、安心し
て働くこともできるし、大震災があったときも、本当に仕事上いないですものね、そうい
うときにやっぱり子どもが安全にいられるっていう、安全っていうとでもそれ考えていき
たいというふうに思っています。

では、この議題についてはいろいろ皆さんに御意見出していただいたので、事務局のほ
うでも、記録していただいていると思いますけれども、〇〇委員から特にお答えがなくて。

委員 すみません。ちょっと前回も出ていないので、流れがよくなくて申しわけないのですけども。何ていうのですかね、受け入れ、高学年、6年生までという話になってくると、今度のこの子ども・子育て支援ということになれば、まず、学童としては、そこをまず基本に考えていくのが本来なのかなという気がします。その中で、課題をどこにあるかなというところで、ちょっとかなり受け入れる現場も課題が多いのだらうなというのと、いろんなことが整備されないと高学年までするのは難しい状況なのかなというのは感じましたけども、まずはこういうことも、毎日というか、何か少しこの新しい制度の中で枠が広がったらいのかなという気はしております。

部会長 ○○委員がやっていることが、発達教育支援センターがあって、発達障害のお子さんたちのことが、かかわりがたくさんおありだと思うので、またそういう視点も入れて、ここの発達障害のある子っていうこの重なった部分ですね、多分、そこら辺とのやっぱり連携も、健康福祉部との連携というのもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと。

では、もう時間がどんどんなくなってまいりましたので、(2)のその他、仮称、日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(案)というところにつきまして、これも事務局から御説明をお願いしたいなと思います。

事務局 はい。それでは、仮称、日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(案)について御説明をやらさせていただきます。

国では放課後児童健全育成事業ということですが、日野市による学童クラブということになりますけども、まず、お手元の資料3のほうをごらんいただきたいと思います。

まず1の、条例制定のほうを調整ということでございます。新制度におきましては、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることと規定されております。これは、改正後の児童福祉法第34条の8に2の第1項の規定でございますけども、この規定に基づいて日野市のほうも条例を制定いたします。

これまで学童クラブにつきましては、国が示したガイドラインというものがございましたけども、必ず守らなきゃいけないというようなきちんとした基準というようなものはございませんでした。新制度においては、このような施設に基準を条例で定めて、これで学童クラブの基準は担保されることになるのかなと考えております。

次に2のほう、条例の概要についての新制度でございます。まず、条例の趣旨という、目的ということですが、この条例は、日野市における学童クラブの設備・運営に関する基準を定めるということになります。この基準によりまして、先ほども述べましたけど

も、施設、設備ですとか、職員の資質など、学童クラブの質を確保する。そして、利用する児童が健やかに育成されることを保証することを目的としているものでございます。日野市で、平成 27 年度以降、新制度施行後、日野市以外の者が学童クラブを行う場合には、日野市のほうに事前に届出というものが必要になりまして、ここで定める条例を重視しなければならないということになります。

また、ここで言う放課後児童健全育成事業、学童クラブということなのですが、基本的に労働等によって保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に児童厚生施設などの施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業ということでございまして、何か目的を異にしておりますスポーツクラブとか、塾といった、こういうものとは異なるということでございます。

それから、条例で定めます基準につきましては、厚生労働省省令の基準を下回った内容で定めることは許されない、認められない、従うべき基準というものと、地域の実情によっては、十分基準を参酌した上で、内容が多少異なっても認められる参酌すべき基準というものがございます。いずれにしましても、日野市の条例制定に当たりましては、従うべき基準、それで、参酌すべき基準、いずれにしましても、日野市の基準につきましては、国の基準に沿った形で定める予定でございます。

それでは、3 ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらは、厚生労働省令と日野市が定める条例の構成を比較した表ということになります。省令に対しまして右側のほうが日野市で定めようとする条例の構成となっております。まず、条例では第 1 条で条例の趣旨を定めまして、第 2 条以降、表にありますような内容について、省令で示されている内容と同じ形で定めると、こういうようなことになります。その中で省令の 10 条ですね。条例でいいますと第 7 条ですけども、職員に関する部分につきましては、従うべき基準となっております。そのほかにつきましては、参酌基準というようなことになってございます。なお、4 ページ以降に省令の抜粋を添付させていただいておりますので、御参照をいただければと思います。最後になりますけども、この条例は、9 月議会に諮って、平成 26 年 1 月 1 日施行を予定しております。

日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）につきまして、説明は以上でございます。

部会長 はい、ありがとうございました。この条例の概要についてというところから、各条例（案）について何か御質問等ございますでしょうか。はい、〇〇委員さん、お願いし

ます。

委員 現在、学童の職員というのは、どのような配置というか、資格の部分とか、正職員とか、その辺がどうなっているかをちょっと教えていただきたいのですが。

部会長 じゃ、事務局から御説明いただきますか。

事務局 はい。現在で言うと、本市の学童では、正職員が5名。それから、あとは、嘱託職員が、全体で大体、100ちょっと。それと、臨時職員の方が、常時、常勤といいますか、週5で勤務されている方が、今、70名ぐらいというような形。あとは、週休採用という形で、土曜日と月曜日勤務という形の職員です。

基本的には、子どもの人数によって、子どもの人数が45名までについては、嘱託職員が2名というような形で、それと、それが50名を超えるような場合に、嘱託なり、また、委託などということですね。それと、障害児の介助とか、あるいは、気になる子の対応というようなことで、臨時職員を配置しているような形になっております。

事務局 補足をさせていただきます。よろしいでしょうか。

部会長 はい。

事務局 今、現状の配置のことでお尋ねをいただきました。この新しい国が示す省令に基づく基準でも、現在、おおむねその基準を満たしていると思っております。

あと、もう1件、説明の中で施行日ということで、1月という話だったのですが、訂正をさせていただきます。27年の4月1日を予定してございます。

部会長 はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。じゃ、もしほかになれば、これはこれでという。事務局、そういうことでよろしいでしょうか。ありますか。どうぞ。

委員 おおむね内容については、今、実施していることなのですが、具体的にどういう対策をとって、まあ、今、とっているのか、もしくは、今後とっていくのかということについて、幾つか改めて確認をしたいのですが。具体的に、例えばこういった基準のところ、基準の②、①に少しありまして、補完しておりましたが、②の支援のための人数というのが、例えばその子どもの数は1施設につき40名以下であるとか、そういうことになっていると思うのですが、結局、今やっている運営から特に変える必要はないってところなのですかね、基本的に。

事務局 はい、そうです。

委員 そうなったときに、これはちょっと質問が書いてありますね。面積基準というのは、

それはどこに入るってということになるのでしたっけ、設備の基準。

事務局 省令に示すところは、第9条。

委員 9条。1人につきおおむね1.65平米以上でなければならぬってなるのですが、今はどれぐらいですかね。1人頭何平米ぐらいってというのは、これは満たされているのですか。

事務局 現在ですね、基本的に1.65を下回らないような形で対応しておりますけども、学童クラブによっては、まあ、規定というふうにありましたけども、かなり申し込みが多くなって、若干、下回っているところが何カ所か、2カ所程度だったと思いますけども、はあるところではございます。その他は、1.65を守る形で対応、一定のほう以上ありますけどもね。

委員 そのときの1.65程度というのは、単純に延べ床面積を人数で割った数なのか、ロッカーであったり、台所とか、トイレとか、そういうのを除いた生活スペースの広さなのかっていうと、どちらに当たりますか。

事務局 基本的には生活スペースのこと、例えばトイレですとか、そういった部分、事務室とかは外しております。それから、これまで国で示している、今現在、示されているガイドラインの中では、その辺の1.65という目安が出ていますけども、例えばどういうところをとって1.65なのか明確には出ておりません。東京都のほうにも確認して、東京都として独自にこうなさいというような基準があるということで、今現在、その1.65の基準は、稼働所とか、ロッカーを入れているのかいないのかってというのは、正式にはないのですけども、基本的には、例えば（聴取不能）とか含めて考えておりますけども、（聴取不能）だとか、っては、除いて考えております。

委員 私は、生活スペースなどの明確な定義は、いまないってことですので、気にしているのは、解釈を変えますってことがないようにお願いしたいかなと思います。ちょっと今までは生活スペースで計算したけれど、ちょっとロッカーとかも全部含めて計算したなどといったことがないようにお願いしたいなというのがありますんで。

あと、1施設単位がおおむね40名以下ってというのは、今の学童クラブの現状ですと、40名を超える学童があるか。ある場合は、どのぐらいの割合であるかってところをお答えいただきたいのですけれどね。

事務局 今の制度の中で、70名を超えるような施設は認められないというような形になっております。平成19年度でしたか、大規模施設対象という中で、70を超えるような場合

は分設というような形で対応いたしまして、学童クラブの中、3つは、学童クラブ定義という形をとっているのですけども、これは、一応、東京都のもですね。こういう形で、こういう基準を満たしてくださいというものに沿った形で、分設をするという形で、その学童クラブAが1学童クラブ、Bが1学童クラブというような届を東京都のほうに出しまして、それで、45とか、それで今、日野市で1クラスというような形になるようにということで対応しております。その東京都の基準を満たせずに、どうしても50、60を超えているのだけでも、基準を満たせないために隣設っていうことができない施設がございまして、それについては、70近くの人数を受けているというようなこともあるようでございます。ちょっと施設が幾つかっていうところだけ、すみません、取り上げていて。

委員 私も、受け入れの大体の数は、一応、あるのはあるのですけれども、気になっているのは、じゃ、その40名を超えるものは今現在あるという中で、これが施行されたら、今40名を超えているところってというのは具体的にどうなるのでしょうか。40名以下になるように、定員が決まるっていう形に。

事務局 要するに、新制度の中で40名、40名程度がっていう考え方は、将来的にはそれへ向かってというところがあると思うのですけども、今現状、60、70の人数の施設がございまして、ただ、ここを支援の際に、要は、先ほどは今の制度では分設、そういう形でやっている話をしましたけども、新制度の中では、例えば70、こういう学童クラブがあるとすれば、今の制度では基準にそぐわないで分設できないけども、新制度の中では、クラスという考え方で、例えば35のクラス、35のクラス、これは1つの施設の中であってもいいよという。ただ、その1つのクラスに対して、職員を基準に沿った配置をしなければいけないというような形になりますので、1つの施設の中に35人の2クラスになって、それに、例えば2人ずつ職員が配置されるという形であれば、基準を満たしていることになりますので、今の例えば70以上いる学童クラブは、新制度の中では、今現在70名いるような学童クラブっていう、浮いた職員がいるので、配置されておりますので、その2クラスっていう分けた形としても、いずれ2名の配置が可能でございまして、ここはその学童クラブが受け入れできなくなるとか、対応できなくなるといふことにはならない結果に。

委員 わかりました。今は、今、こう具体的に何かそうなる、大規模化になると、結局、安心・安全が施設として何か保証できないので、大規模化は、70名、71名を超えてしまうと、補助金がおらないっていうのもあるかと思うのです。なので、それを超えたら分けて

いいのです。新しい基準になったら 40 名の基準になるから、40 名を超えた場合は、それをそうなるように分けるっていう形になるかと思うのですが、日野市だけじゃなくて、かなり全国的にというか、そこで懸念されているのは、定義上のみで分けているというケースがとても懸念されています。その差は、その大規模になった場合に補助金がついていうのはなぜかという、大きな範囲で見ることが、逆に隔てがあるとか、安全を保証し切れない可能性がある、確実に維持管理をその人数よりも下にしなきゃいけないっていうのもあるかと思うのですが、私、南平なのですが、南平に限らずなんです、学童の数ってだんだんこうふえているのですね、書面上は。ただ、1つの施設について、A、Bという、その書面上の定義が分かれていて、かつ、先生の数は、確かに人数はその分だけいるのだけれども、結局、しっかりとした壁がある、違う教室になっているというわけではなく、1施設の中で、例えば真ん中にこういつでも可動式できるパーティションがあるだけであったり、ちょっと真ん中に職員スペースがあって、実際は両方へつながっているかっていうのも、定義上、AとBに分けるっていうところで、一体それは分け切れているかという、先生に聞くと、結局、例えば90何人いたとしたら、先生4人で90何人見ているって形になっているってよその話を聞くのですが、その基準となる前に、分ける場合は、どうなのでしょう、結果的に言えば、それまでと何ら変わりは、実際になってしまいうってことがないように分け切る、もしくは、新しく施設をつくってそこに分けるっていう形をとって、先生1つの育成単位は、収容能力に応じた範囲でしていただきたいなというふうに思っています。

今の質問は、支援の単位についてだったのですが、もう1つ質問したかったのは、時間がないのでしたくはないのですが、③の放課後児童支援員の資格等ですね。この資格っていうのは、今どんな資格を基本にしているかであるとか、今後はどういうふうにするとかを具体的に教えていただきたいと思うのですが、

事務局 現在は、正職員、嘱託職員などになっていますけれども、基本的には、教員の資格とか、保育士の資格などというような資格を持っている方ということなのです。ただ、実際には持っていない方も何名かはいらっしゃいます。それと、特に臨時職員さんについては、資格のない方もおりますけれども、中心となる職員については、全員資格は持っているというふうな形になっております。あと、省令の中で定められている資格を見ましても、今現在、学童クラブで資格を持って働いている職員については、そのまま基準に適用される資格というふうに認識しております。

部会長 それでよろしいですか。

委員 はい。ありがとうございました。

部会長 いいですか。この5カ条の下のほうに書いてある資格ということですね。今後もしね。今後もっていても、こういう資格があるっていうふうになると、今でもなかなか人がいないっていうときに、すごく集めるのは大変だな、だろうというふうにお察しはするけれども、よろしくお願ひしたいと。あと、研修をやるって書いてありますものね。

では、すみません、もう半になってしまったのですけれども、あともう1つ大事なことがあるので、あと15分、お時間をいただいてもよろしいですか。では、これから話すのは、多分、7月の末に全体会が開かれるようになると思うのですが、そのときの全体会というのは、前にいただいているスケジュールからすると、骨子を考えていくっていうことになっていますね。そのことについて、きょう、新しい資料が配られているので、事務局から御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局 はい。それでは、手短かに御説明させていただきたいと思います。お手元に、子ども・子育て事業計画策定に伴う将来図についてという、クリップどめの資料となっております。それについて説明をさせていただきます。部会長からもお話ございました、次回、7月末を予定しておりますが、全体会の中で骨子を示すという骨子について、策定の上ですね、やはり計画の概要、構成をきちっと知っていただきたい。かつ、そこで一番重要となってくる理念と将来像について、委員の皆様から事前に御意見をいただいた上で、事務局で案を作成し、それをまたお示しをした中で、最終的には7月の会議に向けて当てていくと、こういう形をとりたいと思っております。

まず、簡単に計画の構成からお話ししたいと思います。まず、理念・将来像、ここは大前提で頭にございます。ここから基本的視点を踏まえた上で、3つの目標と、13の基本施策と、こういうものになります。この表、13の基本施策から、さらに個別の施策になり、最終的には個別の各事業、これ、約150項目ございますが、そちらに事業として展開をし、やっていくという形になります。その方向性を示すために一番重要となる理念・将来像と、ここをぜひとも行けるようにしたいという趣旨でございます。

じゃ、どうするのかというところになりますと、2枚目以降が資料になってございます。まず、2枚目になりますと、すくすくクラブ、わんぱくすくすくクラブの、前期計画における理念と将来像を提示しております。

またもう1枚めくっていただくと、現行のコース計画での理念と将来像、ここを提示し

ております。さらに、コース計画、現行計画ですので、少し詳しく概況をわかるような資料をつけております。まず、年次計画の中で入れた課題に伴いまして、策定委員からさまざまな意見をいただきました。その中でキーワードとして出てきたのが、結びつきの大切さと、こういうキーワードでございました。

2枚目と3枚目にちょっと戻っていただきたいのですが、まず、2枚目ですね。将来像につきましても、子育て、親育ち、次世代育て、地域育て、とこういう順番です。これは何を簡単に示すかということ、やはり子育てという部分のキーワードが一番大事であると、こういう意味でございまして。子育てがあつて、そういうところから親育ちがあると。次世代を育て、地域も育つというわけです、意味でございまして。

一方、1枚めくっていただいて、コースプラン、コース計画でございまして。コース計画につきましても、親育ち、地域育て、子育て、次世代育て。やはり親育ちという、親と地域でみんなで支えるという、で、子育てをしていく、ひいては次世代育てにつながるんだと、こういう趣旨で御意見を集約した形になっているかと、こういうふうにご覧になっております。

このようなイメージのもと、また別途資料として、提出期限6月18日という期限を打ち出させていただいております。理念と将来像というところで、資料の最後についております参考見本を見ていただきながら、この形に捉われなくても結構でございまして。簡単に申し上げますと、キーワードとしては、前期と後期の応分を参考に少し、今の感じのようなものを入れさせていただきました。ただ、これに対しては、やはり思いというものが非常に重要になってくるかと思っております。皆様、各所属、お母さんという立場のもとで、どういうふうに日野市の子どもを育てていく、または、無事、親も育てていくのかということでの思いがあるかと、その辺を入れるっていう人もいました。また、将来像につきましても、どういう順番、どういう視点が一番強いのかと、そういうところも踏まえつつ、その横に付随してキーワードを入れております。社会情勢であるとか、経済状況等もあります、いろんな視点があるかと思っております。そのようなキーワードをぜひとも入れていただいて、文章のほうをまとめまして、こちらのほうでやっていきたいなというふうに思っております。

あと、最後に補足ですけれども、プラスこれに載っていない資料としまして、前回、前々回等でお配りをしたのですが、まず、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針という、ちょっと分厚目な資料があったかと思っております。そちらには、国が示す方向だったりとか思

い、子育てに対することが、いろいろなキーワードが載っております。こちらも改めて見ていただく。また、日野市が実施をしましたアンケート結果についても、生の声が反映しているデータになりますので、単純集計、クロス集計も終わらせております。こちらも見えていただきながら、どういう形でキーワードを出していったらいいのかなというところまで、ぜひともご記入いただくということでよろしくお願いします。

部会長 はい、ありがとうございます。何かこの宿題について御質問がありますでしょうか。もしあったら、あとであったら、事務局に電話をしてぜひ聞きたいと思います。よろしいですか。

事務局 ご記入いただければと思います。

部会長 大事なところですね。

事務局 そうです。ここがかなめになってきまして。

部会長 そうですね。これからの頑張りだと思しますので、皆様をお願いいたします。

事務局 あと、次回のことで少しお話しをさせていただきたいのですけれど。

部会長 はい、どうぞ。

事務局 本日、この前に保育教育部会ございました。その中で、事務局から提案という形で次回の日程を確定させていただいております。大変恐縮ではございますが、これから申し上げる日程に次回の会議を開催したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。まず、日にちでございます。7月30日水曜日。時間については、6時半から8時半。場所は、市役所5階の505、こちらの部屋に。その日時で次回開催したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

部会長 それでは、これで終わりということでよろしいでしょうか。じゃ、閉会の言葉を述べなければいけないので。

委員 1つだけ今聞いた部分につきまして。

部会長 はい、どうぞ。

委員 先ほどの、このワーキング・グループのまとめの市へのところのイメージの図なのですが、ここに3つ、児童館、学童クラブ、ひのっちというふうに載せていただいておりますけれども、先ほど對馬さんの話していた中のことが、学童は完全に安全だけれども、ひのっちとかほかのものは安全じゃないという、例えば震災があったときとか。そういうことに関して補完しようというのが、やはり地域の力だと思うのですね。ところが、おじいちゃん、おばあちゃんがいるというだけではなくて、御近所の方であるとか、友達の家

庭であるとか、いろんな範囲でそれは地域で補完しなければいけないものであって、学童だけは完全で、そこだけは完全に安心だというのではなくて、やはりそこを補完するために私たち地域の人間がいるというふうに思いますので、ぜひ、これはこの中に、どこか地域力の面だとかも入れていただき、何とか、こう基準みたいなものをぜひつくっていただかないと、育成会の委員で代理の人も出ておりますので。その人、いる場所が何かないみたいです。そうしまして、同じ最初から中にいる人間でございますので、ちょっとこちら辺のことも、地域力という形で、うちのほうは入れていただけたらというふうに思っております。

部会長 ひのちちの人がその役割を担っていくだろうと思いますが。

委員 はい。ただ。

部会長 多分、そうね、学童のほうの安全とかがありますね。

委員 やはり外で遊んでも何していても、震災が起こったときには、あと、地域で助け合えるということが必要なので、それも含めて地域力というのは、本当、欠かせない。

部会長 実は私もそう思っていたのですが、議事の進行を急いでおりまして、ちょっと私も言わなかったのですけれどね。

事務局 忘れていたわけじゃなくて、そこに落とし込むと、また話がややこしくなるのかなっていうぐらいのものなもので。

部会長 うん。ただ、それは、地域ってすごく大事だと思っております、それは、私も、ファミリーサポートセンターというのをやっているのですけれども、委託で。今、6,000人ぐらい会員に登録している人がいるのですね。その方が、やはりお迎えに行ったりしたときに、大震災になったとき、そのときに、じゃ、保育園にまた置いてくるのか、学童に置いてくるのかっていうのがこの半年の私どもの課題になっていまして。家族がいて、やっぱり地域の防災計画とか、日野市全体の中で考えていきたいと思いますというところで、これからがあるのですね。やはり、今、岩本さんがおっしゃったように、やっぱり地域っていうのは、これからすごく力になるし、それ、どこでも、ここへ住んでいるわけです、私たち。それで、忘れてはいけないものですので、どこかに位置づけておいていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

委員 はい。私は、ファミリーサポートの登録とかそういうことではなく、本当に隣に住んでいる方とか、そういうような部分を含めて、やはり地域との結びつき、コミュニティとの結びつきというものが大切だということを非常に考えております。

部会長 もちろん、私もそのようにしておりますけど、1つの例として、そういう団体とか、いろんなものをこう、自治会ですとか、そういうものをやっぱり活用して、地域では層があるわけですから、その層をうまくこう使って、それがやはりだめだったらまだこれがある、あと、これがあるというふうに考えていったらいいのかなっていうふうに日ごろ思っているものですから、ちょっとつけ加えさせていただきました。

では、すみません、本当に15分お時間をいただいてしましまして、申しわけございません。おかげさまで2回の地域部会が充実しております、皆様の御協力に感謝を申し上げます。次は全体会となりますので、私も一委員として参加させていただいて、全体会に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしく申し上げます。本当に御協力ありがとうございました。

事務局 はい、以上で。ありがとうございました。